

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年1月23日(金)午後3時00分から午後3時40分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(27名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 二村正美 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	20番 加瀬浩市 委員
21番 林豊 委員	22番 増田正義 委員
23番 大木傳一郎 委員	24番 石毛利雄 委員
25番 菅谷守夫 委員	26番 伊藤幸夫 委員
27番 熊切清 委員	

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について  
5件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成25年度1月定例農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、増田会長より御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ちゅう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。  
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、10番實川元久委員、12番二村正美委員を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号1番は賃借権に関する件、番号2番、3番は所有権移転に関する件であります。

**【議案第1号、番号1番から3番を議案書をもとに朗読】**

番号1番から3番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

10番 番号1番について、後継者は意欲的に営農をされており問題ないと思われ  
ます。

2 1 番 番号 2 番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ  
ます。

3 番 番号 3 番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ  
ます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
  
(質問、意見なし)

議 長 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の質疑を打  
ち切ることに御異議ございませんか。  
  
〔「異議なし。」の声あり〕

議 長 御異議ないものと認め、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申  
請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙  
手を求めます。  
  
(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定  
について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第 2 号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第 5 条の許可申  
請は、5 件でございます。

**【議案第 2 号、番号 1 番から 5 番を議案書をもとに朗読】**

番号 1 番は、宅地拡張用地として田 1 9 8 m<sup>2</sup>を譲受け計画するものです。  
農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号 2 番の申請地は、専用住宅用地として畑 3 3 0 m<sup>2</sup>を借受け計画する  
ものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号 3 番の申請地は、資材置場及び駐車場用地として現況雑種地 1 6 1  
5 m<sup>2</sup>を借受け計画するものです。既に現況が雑種地の状態となっており始  
末書が添付されています。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番の申請地は、太陽光発電設備用地として現況田495㎡を賃借して計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番の申請地は、太陽光発電設備用地として現況田495㎡を賃借して計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

13番 　番号1番について、宅地拡張用地として、田を譲受け計画するものです。申請者はタイヤ販売業を営んでおり申請地に社用車を駐車する計画です。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

5番 　番号2番について、申請者は現在両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭となったので、義父より畑を借受け専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

14番 　番号3番について、申請者は鳶業を営んでおり資材置場及び駐車場用地として母より借受け計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

10番 　番号4番について、太陽光発電設備用地として賃借し計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。  
番号5番について、太陽光発電設備用地として賃借し計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議長 　議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。  
次にその他でございますが、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議 長 ないようですので、本日、御審議いただいた案件は、  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 5件  
その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成26年1月23日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。